

平成20年第18回教育委員会記録

平成20年11月12日(水)

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成20年11月12日(水)午後2時00分～午後2時45分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 雄之助 職務代理者 宮坂 公夫
委員 安本 ゆみ 委員 大橋 辰雄
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 小林 英雄 庶務課長 中村 一郎

教育人事企画課長 種村 明頼 学校適正配置課長 徳嵩 淳一

学務課長 加藤 貴幸 社会教育課長 森田 師郎

郷土博物館長 村上 茂 済美教育一長 小澄 龍太郎

済美教育一長 坂田 篤 中央図書館長 和田 義広

事務局職員 庶務係長 佐藤 則幸 法規担当係長 佐野 太一
担当書記 佐藤 守

傍聴者数 8名

会議に付した事件

(議案)

議案第75号 杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第76号 杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則

議案第77号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議案第78号 杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

- 議案第79号 杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第80号 杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第81号 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第82号 杉並区学校教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第83号 杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第84号 杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第85号 杉並区高円寺体育館外 6 施設の指定管理者の指定について
- 議案第86号 杉並区上井草体育館外 2 施設の指定管理者の指定について

(報告事項)

- (1) 学校希望制度の申請状況
- (2) 平成21年度の区立幼稚園児（新4歳児）定期募集結果
- (3) 大宮前体育館移転改築設計者の選定結果と今後の進め方について

目 次

議事録署名委員の指名について	4
----------------	---

議案審議

議案第75号	杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4
議案第76号	杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則	5
議案第77号	杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	6
議案第78号	杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	6
議案第79号	杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	6
議案第80号	杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	6
議案第81号	杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	7
議案第82号	杉並区学校教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	7
議案第83号	杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	7
議案第84号	杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	7
議案第85号	杉並区高円寺体育館外 6 施設の指定管理者の指定について	14
議案第86号	杉並区上井草体育館外 2 施設の指定管理者の指定について	14

報告事項

(1) 学校希望制度の申請状況	7
(2) 平成21年度の区立幼稚園児（新4歳児）定期募集結果	8
(3) 大宮前体育館移転改築設計者の選定結果と今後の進め方について	12

委員長 それでは、ただいまから平成20年第18回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は、宮坂委員にお願いします。

本日の議事日程は、ご案内のとおり、議案が12件、報告が3件となっています。このうち、日程の後のほうですけれども、日程第11、議案第85号及び日程第12、議案第86号は、平成20年第4回区議会定例会の提出予定議案でありまして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条に基づきまして、区長からの意見聴取案件となっております。

したがいまして、以上の議案の審議につきましては、同法律第13条によりまして、会議を非公開とさせていただきますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、異議がございませんので、議案第85号及び議案第86号の審議は、非公開とさせていただきます。

それでは、議案の審議に入ります。

最初に、公益法人制度改革に伴う所要の規定整備ということで、日程第1、議案第75号「杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第2、議案第76号「杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則」、以上の2議案を一括上程いたしまして、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいま上程のありました2議案についてご説明を申し上げます。

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進するため、従来の主務官庁による公益法人の設立許可制度を改め、登記のみで法人が設立できることとし、そのうち公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人につきましては、民間有識者による委員会の意見に基づき、公益法人に認定する、公益法人制度改革の関連法が本年12月1日に施行されるところでございます。

従来、社団法人、財団法人の設立に当たりましては、社団法人は定款に、財団法人は寄付行為に設立の目的等を定めることとされておりましたが、公益法人制度改革による新制度では、一般社団法人、一般財団法人とも、設立時に定款を作成し、公証人の認証を受けることとなります。そのため、法人の設立に当たりましては、財団法人たる医療法人、私立学校法に基づく学校法人などを除き、定款によることとなるために、所要の規定を整備する必要があることから、改正をするものでございます。

それでは、はじめに議案第75号「杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」でありますが、新旧対照表の1ページをご覧ください。第11条第2項では、指定管理者としての指定を受けようとする者が提出する指定管理者指定申請書に添付する書類を挙げた規定が

ございます。改正前の第1号に規定されておりました「寄付行為」の文言を削り、第2号とし、第5号の規定を、指定管理者により施設管理を行っている他の施設に関する規定と書きぶりを合わせ、各号に列記の順番、条の見出しを整備してございます。また、第8条第4項では、使用料の減免を受ける場合の申請書について規定を整備してございます。

以上が、議案第75号でございます。

続きまして、議案第76号「杉並区立図書館運営規則の一部を改正する規則」でございますが、こちらのほうも新旧対照表の1ページをご覧ください。第12条第2項の各号に列記された指定管理者指定申請書に添付する書類の規定から、こちらも「寄付行為」の文言を削り、図書館の管理の業務の実績を記載した書類を加えてございます。

最後に、施行期日でございますが、両議案とも関連法の施行に合わせて、平成20年12月1日としてございますが、議案第75号の一部の改正規定につきましては、公布の日からとさせていただきます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

ただいま一括上程いたしました議案のご説明について、議案番号を最初に言っていたから、ご質問またはご意見をいただきたいと思えます。

何かございますか。

非常にテクニカルな問題ですから、特にないと思えます。ご質問等がないようですから、それでは、これで一括上程いたしました議案第75号、議案第76号は原案のとおり可決して異議がありませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、異議がありませんので、議案第75号及び議案第76号は、原案のとおり可決いたします。

続きまして、先ほどと同様に公益法人制度の改革によるものですが、「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の一部改正に伴う所要の規定整備ということで、議案がたくさんございます。

日程第3、議案第77号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第4、議案第78号「杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」、日程第5、議案第79号「杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第6、議案第80号「杉並区幼稚園教育職員

の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第7、議案第81号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第8、議案第82号「杉並区学校教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」、日程第9、議案第83号「杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第10、議案第84号「杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、以上の8議案を一括上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、ただいま上程されました8議案について、ご説明申し上げます。

いずれの議案も先ほどと同様、公益法人制度改革に伴う規定の整備でございます。公益法人等への派遣を定めた「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の一部が改正され、「公益法人等」の規定が「公益的法人等」へ、また、題名が「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に改められたこと等に伴いまして、第3回区議会定例会において「公益法人等への杉並区職員の派遣に関する条例」の題名を「公益的法人等への杉並区職員の派遣に関する条例」に改めたほか、関連する条例につきまして、規定を整備したところでございます。

これを受けまして、関連する規則につきまして、所要の規定を整備する必要があることから改正をするものでございます。

はじめに、議案第77号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、ご説明申し上げます。新旧対照表をご覧ください。引用しております法律の題名を改めるものでございます。

続きまして、議案第78号「杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」についてのご説明を申し上げます。こちらのほうも新旧対照表をご覧ください。1ページでは引用しております条例の題名、その略称名、「公益法人等」から「公益的法人等」への規定を改めるものでございます。2ページでは、その他に引用しております法律の題名を改めてございます。

続きまして、議案第79号「杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」について、ご説明申し上げます。新旧対照表をご覧ください。さきほどの議案と同様、引用してございます法律の題名、規定の整備でございます。

続きまして、議案第80号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」について、ご説明を申し上げます。新旧対照表をご覧ください。やはり同様に、引用してございます法律の題名、規定の整備でございます。

続きまして、議案第81号から議案第84号までの議案でございますが、幼稚園教育職員と同様、区費教員に対する規定でございますので、改正内容等につきましては、それぞれ同様に改めるものでございますので、説明は省略させていただきます。

最後に施行期日でございますが、8議案とも公益法人制度改革に伴う関連法の施行に合わせ、平成20年12月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

ただいま一括上程しました議案のご説明について、ご質問やご意見があれば、議案番号を最初に言ってからご発言ください。

何かございましょうか。

「公益法人」から「公益的法人」に改まったので読み替えみたいなものですから、本質にあまり関係ないと思いますので、ほかに特にご意見がなければ、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、一括上程して審議いたしました議案第77号から議案第84号までは、原案のとおり可決して異議がないと思いますので、原案どおり可決いたします。

どうもありがとうございました。

続きまして、日程第13、報告事項の聴取に入ります。

はじめに、「学校希望制度の申請状況」、それから、「平成21年度の区立幼稚園児(新4才児)定期募集結果」の2件を一括して、学務課長から説明をお願いいたします。

学務課長 それでは、私のほうから報告をいたします。

最初に、「学校希望制度の申請状況」についてでございます。お手元の資料ですが、この制度につきましては、ご案内のとおり、今回で8回目ということでございます。今回の申請につきましては、10月3日まで受付期間といたしまして、抽選になった4校につきましては、10月15日に抽選をさせていただいたところでございます。現在、抽選になった学校につきましては、その該当する保護者の方にご通知を差し上げたといった段階でございます。

実施状況の概要でございますけれども、まず全体の状況でございますが、右側の上の「希望申請者数の割合」、小学校、中学校というところをご覧ください。これが、平成14年度新入学の第1回目から今回まで、それぞれの数字が書いてありますけれども、一番右側が申請者数の割合でございます。今回の小学校につきましては、平成14年度の14.5%からずっとこの間増加しまして、平成19年度の新入学が一旦減少しましたけれども、平成20年度の新入学からまた微増に転じ

たという状況でございます。

一方、 の中学校でございますけれども、こちらにつきましても、平成19年度の新入学までずっと増えていましたが、平成20年度の新入学が一旦減少して、今回また微増に転じたところでございます。

それから、一番下のほうでございますが、「抽選の実施校」でございますけれども、平成21年度の新入学につきましては、この記載の4校、桃井第五小学校、堀之内小学校、高井戸中学校、井荻中学校の4校で抽選を実施させていただきました。ちなみに、抽選の内容でございますけれども、桃井第五小学校、堀之内小学校、高井戸中学校につきましては10名の当選者、また、井荻中学校については、この指定地域から他の地域を希望される、いわゆる出の人数を考慮いたしまして、45名の当選者といたしました。個別の学校については、記載のとおりでございますので、ご参照願えればと思います。

なお、主な特徴的なところだけ申し上げますと、天沼小学校の出の数が若干、この平成19年度、20年度の新入学者と比べて、減ってきている傾向があると思います。また、初回からずっと抽選を行っていた浜田山小学校の抽選を、今回は実施しないで済んだというところがございます。また、改築などを行った学校については、若干ですが希望者が伸びているという傾向があるというようなことが、見てとれるかなと思っているところです。

学校希望制度については、以上でございます。

次に、「平成21年度の区立幼稚園児（新4歳児）の定期募集結果」について、ご報告申し上げます。

今回のご報告につきましては、来年の4月に入園予定の園児の募集結果のご報告でございます。今回の募集につきましては、去る11月4日と5日の2日間にわたりまして、募集を受け付けた結果でございます。

全体の概要でございますけれども、一番下のほうに記載のとおり、応募者数の総数が220名でございます。いわゆる応募率、定員に対する比率ということでございますが、57.3%という数字でございます。括弧内につきましては、前年度の数字でございますが、前年度に比べて約8%ほど減少しております。なお、6園中4園が減少しており、特に下高井戸幼稚園の減少が目立つ状況になってございます。

今後でございますが、今回は定員をオーバーして抽選になったということではございませんので、随時申し込みを受け付けてまいります。今後、定員に満ちるまで、随時、応募をさらに受け付けていくということでございます。なお、ちょうど昨日と明日と、入園選考を各園で実施いたします。内容につきましては、健康診断と面接を実施いたします。その後、12月1日に就園指導

委員会を経て、12月の中旬に決定通知をそれぞれのお申込者の方に送付するという予定になっております。

私のほうからの報告は以上でございます。

委員長 それでは、今のご報告をいただきましたのに対して、「学校希望制度の申請状況」についてのご質問、ご意見があれば、お伺いします。

いかがですか。

宮坂委員 学校希望制度なんですけど、希望する子どもの住所が近隣の区というのは全く関係なく、平等に扱っているんですか。例えば、中野区、世田谷区、それから練馬区とか、その近辺から杉並区立の小学校を希望するという場合、あるいは中学校を希望する場合は。

学務課長 あくまでも学校希望制度は区内在住者を対象にしておりまして、例外的に他区から杉並区内の学校を希望するというようなことは、別の区域外就学という制度で扱っているところがございます。

宮坂委員 すると、この数には入ってない。

学務課長 この制度とは全く別物です。

宮坂委員 入っていないわけですね。

委員長 ほかにございますか。

宮坂委員 参考までに、数字はどうなんですか。区外からこの杉並区への希望というのはかなりあるんですか。

学務課長 あります。例えば、上高井戸のあたりがちょうど世田谷区の中に入り込んでいる地域がございますので、そういった地域などとか、あるいは練馬との区境だとか、そういったところで若干ございます。

安本委員 それは、区域外というのにも認めるということですか。

学務課長 そうですね。制度として各区とも存在しておりまして、当然やむを得ないような事情があれば、それは双方の教育委員会の協議のもとに認めるということですよ。

委員長 この制度開始以来、ずっと浜田山小学校と高井戸中学校が抽選に入っていたんですけど、どうして浜田山小学校が抽選でなくなったという、何か理由がありますか。

学務課長 はっきりしたことは言えないんですけど、近隣の学校といいますか、そういったようなところが、例えば、永福小学校とか高井戸東小学校だとか、そういうようなところが逆に増えているというか、例えば、学校支援本部などがスタートして、地域との関係などが高まったりだとかによって、結果として、浜田山小学校のほうの増が若干鈍ったというようなことは、ある程度言えるのかなという感じもしております。

委員長 それでは、この学校希望制度についてはよろしゅうございますか。

安本委員 中学校なんですけれども、どうしても毎回このマイナス傾向に転じているところがあるようですが、私の記憶では松溪とか、あと中瀬、東原、どうしても出が多いような気がする。これはずっと続いているような気がするんですけど、そのあたりのことはどういうふうにお考えですか。

学務課長 これはある程度、その地域性というようなこともあろうかと思えます。それぞれの学校の中での、近隣にやはり希望したいというような学校があれば、そちらのほうに行く傾向は継続してしまう部分があるのかなというふうに思っておりますけども。確かに傾向的にマイナスになっている、差がマイナスの学校というのは、ここ数年はやはり同じような傾向になっているのかなというふうに思いますが。

安本委員 マイナスの数がかかなり多いですね。ずっと気になってはいるんですけども。

学校適正配置担当課長 今、委員のほうから例に出ました松溪中学校につきましては、今、校舎の改築ということで、平成22年の1学期までは改築が続くというようなことも影響しているものというふうに推測してございます。

安本委員 それはわかっていますけれども、そういう話も聞いているんですが、それにしてもやっぱりちょっと数が多い。あと中瀬も多いですし、毎度登場してしまっていると言っては申し訳ないけれども井草もそうですし、どうしてもこの数字は気になります。大宮も3学級になっていくと思うんですけども、そこら辺。毎年のことというのが、私は気になるんです。例えば、今の松溪の改築の理由があるからこういうことだとか、そういうことは十分わかるんですけども、それ以外にやっぱりこの学校がというのがちょっと気になる。

あと、もう一点。和田中なんですけれども、ここは私よくわからないんですが、バス通学とかを認めてますか。

学務課長 バス通学は基本的に認めていません。徒歩というようなことです。

安本委員 ということですね。それでこの数は多いですね。

ごめんなさい。話が飛んでしまって、最初のほうだけちょっとお答えいただけますか。

学務課長 やはり、これは学校希望制度そのものが、開かれた学校、選択肢を広げるという制度で始まったわけですけども、各学校ごとのその特色づくりなどで、各学校とも努力はしているところがございますけれども、それに対するアピール度だとか、そういうようなことが影響しているというふうに思います。

やはり、各学校ともホームページづくりなどを通じて、学校の情報などは公開をして、知っていただけるような努力というものはしていると思っておりますけども、比較の問題ですけども、

近隣にちょっと魅力的なところがあれば、やはりそちらのほうに行くということはあるのかなというふうに思います。

宮坂委員 もう一つよろしいですか。

参考までで結構なんですが、先ほどと逆に、杉並在住で他区へ希望する場合は、普通の私立への希望と同じように考えて、全く区としてはタッチしていないのか。

特に世田谷区あたりは、学校希望制度をとっていないようですから、そこは受け入れているのか受け入れていないのかわからないのですが、その辺の情報とか、そういうものは他区との連絡は特にないんですか。

学務課長 それはございます。杉並区の児童生徒が他区に行った場合に、他区のほうに申し出をいたしますので、その情報が他区のほうから杉並区のほうに逆流をしてくることで、それについて自分の区では受け入れてもいいけれども、杉並区としていいかどうかということは聞いてきますので、そういうことで承認を与えるというような手順になります。

大橋委員 おっしゃるとおりで、学校支援本部とかそういったような地域の活動というのが、活発化していると私も現場を見に行くと実際そう思うんです。ただ、昨今賑わしているものでいくと、学校希望制度の導入に伴って、地域力の低下というような話も新聞なんかにも出ていると思うんですけれども、実際、今の段階での杉並区がどう捉えているか、ちょっと参考までで結構ですから、お聞かせ願えますか。

学務課長 委員ご指摘のとおり、最近、例えば、江東区などで見直しの傾向が出てございますけれども、江東区などは区内全域をどこでも自由に選べるという制度を、その地域の関係が希薄になるというようなことを一つの理由にして、歩いて行ける範囲に、逆に変更しようということで、いわば杉並区の隣接校方式に近づけるというような形に変更を行うというようなことなのかなというふうに思っております。

現在、先ほどご指摘のような数字の問題も多少あるかとは思いますが、基本的にはやはり選択肢を広げて、学校自らが選ばれるだけの学校になるための努力をしていくというようなことについては、成果が当然上がっているというふうに思っておりますし、希望される方の大体の受け止め方が、アンケート調査などをやっても肯定的な意見のほうが多いというようなことで、そういうふうに捉えております。

大橋委員 ありがとうございました。

委員長 よろしゅうございますか。

それでは、次の「平成21年度の区立幼稚園児（新4才児）の定期募集結果」についてのご質問、ご意見を伺います。

これは5割程度の応募率であれば満杯にならなくても、許容範囲だと思いますけれども、下高井戸は非常に苦しいですね。前に一つ、方南幼稚園をやめました。今の6園のうちでは、どうしてこんなに少ないんですかね。

学務課長 下高井戸につきましては、やはり私どものほうとして一つの理由と考えておりますのは、世田谷区に近い地域ということで、世田谷区のほうの私立幼稚園などを利用する人が一定数いるというようなことが一つあります。それと、この地域がマンションとかアパートなどがあまりなく、引越したとか住民のそもそもの入れ替えがあまりないような地域というようなことで捉えております。比較的、子育て世代といいますか、そういう方々が新たに流入してくるというようなことが、あまり今までなかった地域かなというふうに捉えております。

委員長 ほかに何かございますか。

それでは、引き続き募集していただくということで、頑張ってください。

それでは、この報告は終わります。次に「大宮前体育館移転改築設計者の選定結果と今後の進め方について」の説明を、社会教育スポーツ課長にお願いします。

社会教育スポーツ課長 それでは、「大宮前体育館移転改築設計者の選定結果と今後の進め方について」、ご報告させていただきます。

資質評価型プロポーザル方式で、選考を進めてまいりました大宮前体育館移転改築の設計者が決定いたしましたので、今後、以下のような方針で、設計及び建設工事を進めてまいりたいと存じますので、ご報告させていただきます。

まず、選定経過と結果でございますが、平成20年7月11日に実施要領を公表いたしまして、あわせて設計者の公募をいたしました。その結果、51者から応募がございました。

8月20日に第一次の書類審査を行い、10者を選定いたしました。この書類審査につきましては、経歴による実績、資質証明書、基本的な考え方ですとか、受託後の実施方針、類似作品での問題解決方法等々についてお出しいただいたものでございます。

その後、9月30日に、10者から施設の設計方針など、例えば、周辺環境への配慮ですとか空間のイメージ、空間の構成、人々の動線処理、ライフサイクルコストの削減、炭酸ガスの削減など、こういったものを文章や図、あるいはイラストで自由に表現していただきまして、第二次提案書を提出していただきました。それ以外にも、組織の体制等々も提出いただいたものでございます。その結果、3者を選定いたしました。

10月19日に公開のプレゼンテーションとヒアリングを行い、この段階では提案の実現性ですとか設計者の信頼性、協調性、あるいは積極性等踏まえながら、杉並区の地域特性を配慮し、さらには、イメージですとか期待感、未来型の体育施設を思わせるような新しい公共施設のあり方な

ども提言していただけないかということで、委員の方々のご判断いただいたものでございます。

その結果、最優秀者には青木淳様、それから優秀者には槇文彦様、優秀者（次点）は北川原温様ということに決定いたしました。なお、選定委員は3名の学識経験者と区の職員2名の5名で構成されたものでございます。

次に、基本設計、実施設計及び建設工事の進め方でございますが、記載のような構成メンバーによる区関係組織で構成された検討組織を設置し、「大宮前体育館移転改築基本構想」の具体化に向け、地域体育館としての機能や経費等を踏まえつつ、必要な事項を検討してまいりたいというふうに考えているものでございます。さらに、意見交換といたしまして、地元の住民の方々や利用団体等と適宜意見交換を行い、体育館建設を円滑に進めるために合意形成を図ってまいりたいと存じます。

さらに、今後のスケジュールでございますが、もう既に11月になっておりますけれども、この検討会議を設置し、基本設計の検討に着手してまいります。さらに、地元住民や利用団体の方々との意見交換を行ってまいりたいと存じます。

平成21年度に現荻窪小学校の解体と実施設計、平成22年度以降、建設に着手してまいりたいというふうに考えているものでございます。

私のほうからは以上でございます。

委員長 それでは、ただいまのご説明について、ご意見、ご質問ございましょうか。

今後のスケジュールについて、一番下に平成24年度と書いてありますが、新しいのが開館して、それと同時に、現大宮前体育館解体というのは、現在の大宮前体育館の解体作業を始めるということですか。

社会教育スポーツ課長 そういうことになりますね。要するに、新しいのができた後にということになります。

委員長 何かございますか。

それでは、特にないようですので、これで報告事項の聴取を終了いたします。

それでは、会議の冒頭でお話ししましたように、この後は非公開として審議をいたしますので、その前に次回のスケジュールについて、庶務課長からお願いします。

庶務課長 これから非公開となりますので、次回の日程だけご報告させていただきます。

11月26日が定例会の日程でございますが、議会の日程が予定されていると聞いておりますので、休会とさせていただきます。

次回の定例会は、12月10日水曜日、午後2時から予定しております。

また、来週になりますが、11月19日水曜日、午後2時から臨時会を予定しております。よろし

くお願いいたします。

委員長 それでは、11月26日のかわりに臨時会が11月19日に入るといような感じですね。

庶務課長 11月19日は、午後2時から臨時会という形で予定をしております。

委員長 そのかわりに11月26日はないということですね。わかりました。

それでは、傍聴人の方々、誠に申し訳ございませんが、非公開になりますので、ご退席をお願いいたします。

(傍聴人退出)

委員長 それでは、審議を再開いたします。

平成20年第4回区議会定例会の提出予定議案で、区長からの意見聴取案件ですが、体育施設の指定管理者の指定ということで、日程第11、議案第85号「杉並区高円寺体育館外6施設の指定管理者の指定について」、日程第12、議案第86号「杉並区上井草体育館外2施設の指定管理者の指定について」、以上の2議案を一括上程し、審議いたします。

社会教育スポーツ課長から、説明をお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 私のほうからは、ご案内がございました、議案第85号、第86号につきまして、お手元に配付させていただいております資料に基づいて、ご説明をさせていただきます。

この2つの議案でございますが、体育施設の指定管理者に関して、来年4月1日から、新たに現指定管理者の期限が切れることに伴いまして、地方自治法の第244条の2第6項の規定に基づきまして、議会の議決を経て指定していくというものでございます。

まず、議決する内容でございますが、2つございます。施設の名称となっておりますけれども、まず、最初のほうは、高円寺体育館外6施設につきまして、指定管理者として、財団法人杉並区スポーツ振興財団を選定したいというものでございます。

住所は記載のとおりでございます。指定管理の期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までというものでございます。

もう一つ、いわゆる上井草スポーツセンターでございますが、これにつきましては、指定管理者の名称でございますけれども、株式会社東京アスレティッククラブ・東京フットボールクラブ株式会社・三菱電機ビルテクノサービス株式会社共同事業体。指定管理の期間でございますが、先ほどと同じように、平成21年4月1日から平成24年3月31日までというものでございます。

引き続きまして、指定管理者(候補者)の概要でございますが、最初の財団法人杉並区スポーツ振興財団でございますが、設立は平成5年10月でございます。主な事業につきましては、体育施設の管理運営、各種スポーツ振興事業等に関する企画等々でございます。

次に、株式会社東京アスレティッククラブ・東京フットボールクラブ株式会社・三菱電機ビル

テクノサービス株式会社共同企業体につきましては、先ほど申し上げましたが、代表団体は株式会社東京アスレティッククラブでございます。所在地は、記載のとおりでございます。設立年月日、昭和44年2月。主な事業は、体育施設の管理運営、総合スポーツクラブの運営等々でございます。

恐れ入ります、裏面をご覧ください。選定の経過等でございます。今年8月21日に公募を開始いたしました。その後、8月28日でございますが、公募の説明会を2つに分けて行いました。高円寺体育館外6施設については、10団体の参加、上井草体育館外2施設については、16団体の参加でございました。

10月9日、公募を締め切ったところ、高円寺体育館外6施設につきましては1団体のみ応募で、財団法人杉並区スポーツ振興財団でございました。上井草体育館外2施設につきましては、3団体の応募でございました。

10月23日、第一次審査通過団体を決定させていただきました。今、申し上げました一つの団体のほか、上井草につきましては3団体について、書類審査の結果、通過ということにさせていただきました。合わせて二次審査といたしまして、現地の視察を行いました。

11月6日、第二次審査、これはプレゼンテーションを行っていただきました。1団体につき15分ということで行いました。その結果、候補者を選定したものでございます。

選定方法でございますが、今回の選定に当たりまして、体育施設指定管理者評価選定委員会において、募集要項、審査における基本的考え方、審査方法、審査基準等を討議、確認いたしました。応募のあった団体につきましては、この委員会において審査基準に基づき、第一次審査を行い、さらに引き続き第二次審査、ヒアリングと現地調査を行い、総合的に評価した結果、管理運営団体を選定いたしました。

恐れ入ります。別紙1をご覧ください。これは、財団1団体についての審査結果でございます。第一次審査、500点満点のうちの457点、第二次審査、500点満点のうちの414点で計871点でございました。高得点の評価を得て、改めて財団に高円寺体育館外6施設についての運営をしていただくということで、選定させていただいたものでございます。

裏面をご覧になっていただきたいと思います。こちらにつきましては、1,000点満点のうちの882点、東京アスレティッククラブを代表する団体が最高得点を得て、選定委員会といたしましては、この東京アスレティッククラブ外2団体の共同事業体を選定したものでございます。なお、選定基準につきましては、別紙2をご覧くださいと存じます。第一次審査につきましては、28項目でございます。順に、経営方針、経営状況等々、管理業務実績ですとか基本方針、施設の提供の仕方等を踏まえながら採点をさせていただきました。

さらに、第二次審査におきましては、こちらも100点満点ではございますけども、四角の中にございます8項目でございます。設置目的に合致しているか、あるいは事業計画に実効性があるのか、創意工夫があるのか、地域団体等との連携・協働等図る内容であるのか等々、それぞれ10点満点で判定したものでございます。さらに、総合評価と現地視察の得点も加味いたしまして、判定したものでございます。

今後の主なスケジュールでございますが、11月に第4回区議会定例会に議案を提出させていただきます。平成21年4月1日協定締結後、指定管理者による管理運営の開始ということにさせていただきますと存じます。

指定管理者の選定過程等につきまして、以上でございます。なお、議案の朗読等につきましては、省略させていただきます。以上でございます。

委員長 一括上程いたしましたので、2つ議案がありますので、議案番号を最初に言っていただいて、ご意見、ご質問をお願いいたします。

ございますか、何か。

よろしゅうございますか。

それでは、ご意見等がないようですので、一括上程して審議いたしました議案第85号及び議案第86号は、原案どおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんので、議案第85号及び議案第86号は、原案どおり可決いたします。

それでは、これで予定しました日程はすべて終了いたしましたので、本日の会議を終わります。どうもありがとうございました。